

第7回 瀬田川地域安全協議会 議事概要

日時:令和4年12月19日(月) 13:30~15:00

場所:Web開催

(滋賀県危機管理センター災害対策室3,4)

【出席者】

宿谷 大津市危機管理監 正木 甲賀市副市長
伊吹 滋賀県流域政策局長 藤田 滋賀県防災危機管理監
岸田 滋賀県大津土木事務所長 鵜飼 滋賀県甲賀土木事務所河川砂防課長
大溝 彦根地方気象台長 谷口 大戸川ダム工事事務所長
矢野 琵琶湖河川事務所長

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 甲賀市信楽町牧区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画について
 - (2) 甲賀市信楽町江田区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画について
 - (3) 甲賀市信楽町神山区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画について
 - (4) その他情報提供
3. 閉会

【主な発言】

議事(1) 甲賀市信楽町牧区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画について

●地域づくり計画の今後の検討について

(琵琶湖河川事務所)

- ・ 地域づくり計画については、一度計画を定めたら終わりということではなく、今後も検討を続けより良いものにしていただきたい。

議事(2) 甲賀市信楽町江田区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画について

●排水路の維持管理について

(琵琶湖河川事務所)

- ・ 地域の排水路の維持管理が課題であるという点について、他の地区でも同様の意見が出ているのか。

(滋賀県)

- ・ ここまで強い問題意識を有しておられるのは江田区だけであった。普段からお困り

になっているなかで、今回の説明会の機会に意見を述べられたと感じている。

(琵琶湖河川事務所)

- ・ 課題の解決に向けて、他の地区も含めて良い取組事例などがあれば、協議会等で共有いただきたい。

●浸水警戒区域外にお住まいの方の意見について

(大戸川ダム工事事務所)

- ・ 周囲が浸水警戒区域に囲まれている区域外(区域素案の白抜き箇所)にお住まいの方が、嵩上げ補助制度の利用の観点などから、自分も区域内に入れてほしいというような意見はなかったのか。

(滋賀県)

- ・ 当該箇所にお住まいの方が意見を述べられることはなかった。仮にそのような意見があった場合、敷地が3m未満の浸水深であるため、既存適格の住宅となり補助の対象にはならないこと、さらに道路(接道面)も3m未満の浸水深であるため、今のまま建て替えていただければ安全な避難空間のある家となることから、区域内に入れる必要はないとの県の考えを説明させていただくことになる。

議事(3) 甲賀市信楽町神山区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画について

●農地の盛土に伴う周囲への影響について

(甲賀市)

- ・ 農地の盛土に伴う周囲の浸水リスクの変化に関して、甲賀市でも太陽光パネルの整備に伴って、大雨時に側溝等に土砂が流出し、周囲の人家にも影響が及んでいる事例がみられるようになってきた。農地に盛土した場合はより大きな被害も想定されるため、是非検討を進めていただきたい。

(滋賀県)

- ・ 現行法では、盛土に伴い周囲の浸水リスクが高くなることを理由に盛土行為を規制することはできない。開発部局や農業組合等の関係団体と意見交換をしながら、長期的に考えていかなければならない課題と考えている。

(甲賀市)

- ・ 県と同じように、現行法での規制は困難であり、今後の課題と感じている。

(滋賀県)

- ・ 盛土の流出に関しては、昨年の熱海市での土石流災害を契機に宅地造成等規制法の一部が改正され(通称:盛土規制法)、今後盛土の安全性確保のための取組が全国的に進められることになる。こうした取組も踏まえて進めていければよい。

●「我が家の避難カード」について

(琵琶湖河川事務所)

- ・ 神山では令和元年に「我が家の避難カード」が配布されているが、どういったものか。

(滋賀県)

- ・ 各世帯の家族構成、避難場所・方法、支援の可否等を記載するもので、避難に関して検討いただく一つのツールとして配布した。現在では個別避難計画やマイ・タイムラインの取組が進められておりこうした取組と目的は共通している。

その他、議事(1)(2)(3)全体に共通する事項について

●河川改修が進んだ場合の浸水警戒区域の変更について

(大津土木事務所)

- ・ 大戸川の河川改修が地域で要望されているが、今後改修が進んだ場合指定区域はどうなるのか。

(滋賀県)

- ・ 流域治水条例上、地先の安全度マップは概ね5年ごとに更新することとなっており、更新の時点で河川改修に伴い浸水リスクが低減していれば、同様の手続を経た上で指定区域を変更することになる。

●簡易量水標の設置について

(甲賀土木事務所)

- ・ 簡易量水標の設置については、地域の要望に応じて設置されるのか、何か基準があるのか。

(滋賀県)

- ・ 簡易量水標はタイムラインにおける避難の目安にさせていただいていることが多く、重点地区以外も含め、地域の要望や市町からの意見を踏まえ設置している。

●河川改修・維持管理について

(甲賀市)

- ・ 河川整備計画の変更に伴い、黄瀬地区までは一定の方針が出ているが、近年信楽ではそれより上流域でも河川災害が発生しているのが現状である。地域の方も不安に思われており、河川の浚渫や護岸補修等の維持管理について尽力願いたい。市としても残土処分地の確保等、引き続き協力をしていく。

(滋賀県)

- ・ 河川整備計画の変更については早期に手続を進めるとともに、上流域についても地域の方からの要望も踏まえ、維持管理対策を進めてまいりたい。治水安全度の向上のため、引き続き協力をお願いしたい。

●今後の浸水警戒区域の指定手続について

(滋賀県)

- ・ 本日の協議会の意見も踏まえ、流域治水条例に基づき、区域指定(案)の縦覧、甲賀市長への意見照会、流域治水推進審議会等、浸水警戒区域指定の手続を進めていくので、引き続き協力をお願いしたい。以上